

標 題：

マルタ籍船の持運び式
消火器の予備充填物

NKテクニカル インフォメーション

No.: 1 6 7

Date: 平成7年9月1日

関係船主、造船所 各位

今般、マルタ政府より、SOLAS II-2章 第6.2規則に要求される持運び式消火器の予備充填物について下記のような通知がありました。

今後、マルタ籍船の安全設備の検査におきましては、下記にしたがって、持運び式消火器の予備充填物を確認致しますので、事前に必要な措置をお取りいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 本船上で再充填可能な持運び式消火器にあつては、要求されるそれぞれの持運び式消火器について、少なくとも1個の予備消火剤を備えること。
2. 本船上で再充填不可能な持運び式消火器にあつては、要求される持運び式消火器の5個またはその端数ごとに、少なくとも1個の予備消火器（消火剤が充填された状態の消火器）を備えること。

以 上

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 千102
TEL: 03-3230-1201(代) FAX: 03-3230-3524

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思つて情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。